

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第 6 6 号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（令和 7 年墨田区条例第 2 8 号）の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。